誰もがいきいきと暮らせるよこはまを目指して

何気ない一言やしぐさが誰かを傷つけてしまうことがあります。人権について一緒に考えてみませんか。

相手の出身、気になりますか~同和問題~

日本には、「同和問題」といわれる人権課題があります。「同 和地区」または「被差別部落」ともいわれる特定の地域出身で あることや、その地域に住んでいることなどを理由として、 今もなお続いている差別問題です。

「特定の地域」というだけで、周りから結婚を反対される、 望んだ職業に就くことができないなどの人権侵害が繰り返 されてきました。また、公共施設などでの差別的な落書きや、 インターネット上での差別的な書き込みによって、今でも 苦しんでいる人がいます。あなたやあなたの身近な人が、自 分の「出身」や住んでいる「地域」を理由に、周りから不当な 扱いを受けたとしたら、どのように感じるでしょうか。

2016年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進 に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在する」と明 記され、私たち一人ひとりにも、同和問題について理解を深 めていくように求められています。

今年は法の施行から、3年が経過します。この機会に、改 めて同和問題について考えてみませんか。

【問合せ】市民局人権課 図671-2718 図681-5453

犯罪被害に遭うということ

皆さんは、犯罪被害に遭うと聞いてどう思 うでしょうか。

「犯罪に遭うなんて、自分には関係ない」と 思うでしょうか、あるいは「犯罪に巻き込ま れた被害者に何か原因があったのではない か」と思うでしょうか。



テレビのニュースなどを見ていると分かるとおり、ある 日突然、犯罪被害に巻きこまれることは、誰にでも起こり得 ることです。

犯罪被害者相談室では、犯罪被害に遭われた皆さんから の相談を受け付けています。また、犯罪被害後に直面するさ まざまな問題について、必要な情報の案内や条例に基づく 支援*などを行っています。一人で悩まず、まずは電話など で相談してください。

※日常生活や住居、経済的負担の軽減などに関する支援です。支援に は、一定の要件があります。また、支援内容により、支援対象が異 なります。

犯罪被害に関する相談 犯罪被害者相談室

☎671-3117 **№**681-5453 Eメール: sh-cvsoudan@city.yokohama.jp

【問合せ】市民局人権課 図671-2718 図681-5453

性の多様性を認め合う社会に向けて

私たちの周りには、アンケートや申請書類の性別欄を思う ままに書けずにもどかしく感じている人、同性を好きになる など恋愛対象の悩みを打ち明けられず孤独感を抱いている人 がいます。このように、いわゆるLGBTと言われる性的少数 者は、「心と身体の性が異なることはない」という考え方や「同 性愛は病気だ」という誤解により苦しめられています。

では、私たちにできることは何でしょうか。性的少数者を 含め、誰もがありのままの自分でいられる環境を作るため に、正しい知識を身につけることが第一歩です。人の性は「男 女|という2つのパターンに分けられるほど単純ではなく、 多様なものです。マイノリティを特別視せず、違いを尊重し 合い、誰もが「自分らしく」いきいきとした生活が送れる社 会をぜひ考えてみませんか。

本市では、相談・支援事業を実施しています。

個別専門相談

「よこはまLGBT相談」 月2回面接相談

要電話予約 **2**594-6160

交流スペース [FriendSHIP よこはま]

月2回開催 事前予約不要 **2**862-5052

横浜市 LGBT支援

【問合せ】市民局人権課 図671-2718 図681-5453

いじめに気付き、 解決に向けて行動するために

いじめを受けている人が、そのいじめを解決するために 行動することは難しいことです。

しかし、周りには、いじめに気付いている人がいる場合が 多くあります。「これはいじめでは?」と感じたら、誰かに相 談して解決に向けた行動をとることが重要です。

また、子どもたちが自分や他者を「大切な存在」と思える 心情や、他者の思いに寄り添う心情を育めるよう、子どもの 周りにいる大人や地域全体が、子どものありのままを受け 止めながら関わることも大切です。

「いじめ」は社会全体の問題です。子どもは、自分の周りに いる大人の姿から学んでいきます。子どもと関わる大人の 人権感覚が子どもの心を育んでいることを忘れずに、私た ち一人ひとりが「誰かを傷つけていないか」自分を振り返る ことが、いじめをなくす第一歩につながります。

> 【問合せ】教育委員会事務局人権教育・児童生徒課 **☎**671-3724 **☎**671-1215

人権啓発講演会& 中学生人権作文コンテスト表彰式

「東京2020パラリンピックの成功に向けて~共生社会実現への道~

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の常務理事で、 日本パラリンピック委員会の副委員長を務める髙橋秀文さ んによる講演会。「東京2020パラリンピック競技大会」の見ど ころや、パラスポーツの魅力を、大いに語ってくれます。

全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会の表彰式も同 時開催。優秀作品3編を受賞者が朗読します。



【日時】11月23日(土·祝)13時30分~16時15分(13時開場) 【会場】西公会堂(西区岡野1-6-41)

(定員)当日先着450人

※手話・筆記通訳、車いす席あり。

※保育(1歳~未就学児)を希望する場合は、11月15日(金)までに 問合せ先に連絡してください。

横浜市 人権講演会 検索

なくそう! DV

DVは、配偶者や交際相手など親密 な関係にある相手を、対等なパート



ナーと認めず、相手を支配しようとする暴力行為です。 国の調査によると、配偶者から暴力を受けたことがある

人は約4人に1人、交際相手から暴力を受けたことがある 人は約6人に1人いる大変身近な問題です。

パートナーを怖いと感じていませんか。我慢したり、自分 を責めたりしていませんか。そんなときは、ひとりで悩まず にDV相談支援センターに相談してください。

もし、あなたが身近な人から相談されたら、相談者を責め ることはせずに話を聞いて、専門の窓口に相談するよう勧 めてください。

暴力は犯罪であり、どんな理由があろうと決して許され ません。暴力を受けずに安全に暮らす権利は誰もが持って います。私たち一人ひとりがDVを社会全体の問題として理 解・認識することで、暴力を許さない姿勢を示しましょう。

DV相談支援センター

電話番号	曜日	時間
☎ 671-4275	月〜金曜 (祝休日除く)	9時30分~12時 13時~16時30分
		9時30分~20時
☎865-2040	土·曰曜· 祝休日	9時30分~16時 (第4木曜を除く)

ホームレスの理解について

皆さんは、ホームレスの人にどのような印象を持ってい ますか?残念ながら、ホームレスへの偏見をもとにした襲 撃行為や嫌がらせはなくなっていません。その背景には、 ホームレスへの差別意識があるのかもしれません。

ホームレスの多くは、失業や病気など予期せぬ理由で路 上生活に至った人たちです。大切なのは、当事者が抱えるさ まざまな事情に思いを寄せ、困難な状況にある人たちをど のように支えていくかを社会全体で考えていくことです。 そうすることで、誰もが生きやすい温かい社会へとつながっ ていきます。

【問合せ】健康福祉局生活支援課 四671-2425 🖾 664-0403

災害に伴う人権問題

災害は多くの人の命を危険にさらし、人々の暮らしを奪 い、被災者に苦しみや深い悲しみを与えるだけでなく、さま ざまな人権侵害をもたらします。

避難所生活の中では、プライバシーの問題以外にも、高齢 者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人などの「災害時要援護者(災 害時に迅速で適切な行動を取ることや、必要な情報を十分に 理解することが困難な人)」のほか、女性、性的少数者に対する 十分な配慮が行き届かないなどの状況も発生します。

また、東日本大震災では、原子力発電所の事故による放射 線の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人々に対し、 風評での思い込みや心ない言動(いじめや悪口など)が、被 災者を二重に傷つけるできごとも発生しました。

災害時には、不確かな情報に惑わされない冷静さととも に、「相手の立場に立って考える」「相手の気持ちを想像する」 姿勢を忘れないことが大切です。

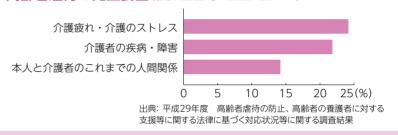
【問合せ】市民局人権課 図671-2718 図681-5453

介護者が元気でいられるために

介護が必要になるときや、その後どのくらい介護をする必 要があるかなどを予測できないことが原因で、高齢者を介護 している人が介護疲れに陥ることがあります。「本人の希望に 沿う介護をしなければ] [人に頼るのはよくない]などと介護者 自身が追いつめられてしまった結果、いわゆる高齢者虐待が 起こってしまうことがあります。介護サービスを活用すること や、介護者自身が介護から離れ自分の時間を持つことは大切 です。介護者が心身ともに健康でいられることが、適切なケア につながります。

介護のことなどで不安になったとき、また地域で困っている 人がいたら、近くの地域ケアプラザや居住区の区役所へ相談 してください。いつもと様子が違うと感じたら、声をかけ合う ことで介護者の気持ちが軽くなるかもしれません。住み慣れ た地域で安心して生活できるように、地域全体で支え合って いきませんか。

高齢者虐待の発生要因(複数回答可、上位3位まで)



【問合せ】健康福祉局高齢在宅支援課 四671-3924 🖾 681-7789

インターネットと人権

インターネットは、誰もが気軽に自分の意見を発信したり、 知りたい情報を検索したり、世界中の人と簡単につながること ができる、とても便利なツールです。しかしその一方で、掲示 板やSNSでの他人の誹謗中傷や差別的な書き込み、無責任 なうわさの拡散、個人情報の無断掲示やいじめなど、インター ネットを利用した人権侵害が社会問題となっています。自分に は関係のないことだと思うかもしれませんが、インターネット が身近になった現代では、誰もが人権侵害の被害者や加害者 になる危険があるのです。

自分や家族が人権侵害の当事者にならないためにも、インター ネットには現実の「人」が関わっていることを常に意識すること が大切です。また、インターネットの情報拡散力や一度ネット上 に拡散されたデータは完全に削除することができないといった 特徴をよく理解し、自分の発言や書き込みが誰かを傷つけるこ とのないように注意して、インターネットを利用しましょう。

【問合せ】市民局人権課 図671-2718 図681-5453

私たちに相談してください~一人で悩みを抱えず、まず相談を~ ※相談は無料ですが、通話料がかかる場合があります。

相談先	連絡先	時間	
①みんなの人権110番 (横浜地方法務局)	☎0570-003-110 ☎641-7926 (PHS・一部のIP電話)	月〜金曜 8時30分〜17時15分 (祝休日・12月29日 〜1月3日を除く)	
②子どもの人権110番 (横浜地方法務局)	☎ 0120-007-110		
③女性の人権ホットライン (横浜地方法務局)	1 0570-070-810		
④外国語人権相談ダイヤル "Foreign-language Human Rights Hotline"(法務省-Ministry of Justice-)	☎0570-090-911	月~金曜 (Weekdays) 9時~17時	
⑤人権相談 (市民局市民相談室)	☎671-2306 ☎663-3433	水曜13時~16時 電話予約後、面談での 相談(祝休日·12月29 日~1月3日を除く)	
⑥いじめ110番(市教育委員会)	2 0120-671-388	毎日、24時間受付	